

令和7年2月県議会

厚生常任委員会説明資料

(令和7年度当初予算関係)

健康福祉部
病院局

目 次

【予算関係議案】

議案第 36 号 令和7年度熊本県一般会計予算

○ 令和7年度当初予算課別一覧表	P	1
○ 健康福祉政策課	P	2
○ 健康危機管理課	P	11
○ 高齢者支援課	P	19
○ 認知症施策・地域ケア推進課	P	23
○ 社会福祉課	P	29
○ 子ども未来課	P	35
○ 子ども家庭福祉課	P	44
○ 障がい者支援課	P	56
○ 医療政策課	P	65
○ 国保・高齢者医療課	P	74
○ 健康づくり推進課	P	77
○ 薬務衛生課	P	84

議案第 38 号 令和7年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

○ 子ども家庭福祉課	P	88
------------	---	----

議案第 51 号 令和7年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

- 国保・高齢者医療課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 90
- 健康づくり推進課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 92

議案第 56 号 令和7年度熊本県病院事業会計予算

- 令和7年度当初予算総括表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 93
- 病院局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 94

令和7年度 当初予算課別一覧表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課名	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
健康福祉政策課	4,271,456	4,713,846	-442,390	180,160	331,000	129,946	3,630,350
健康危機管理課	1,567,352	1,537,103	30,249	162,723	186,000	269,632	948,997
高齢者支援課	2,714,746	3,129,776	-415,030	361,575		1,510,280	842,891
認知症施策・地域ケア推進課	28,932,448	29,822,709	-890,261	47,771		221,359	28,663,318
社会福祉課	5,189,813	5,077,046	112,767	3,265,039		108,822	1,815,952
子ども未来課	24,227,269	23,217,780	1,009,489	1,198,073		913,337	22,115,859
子ども家庭福祉課	12,309,375	11,431,519	877,856	2,997,303	648,000	369,753	8,294,319
障がい者支援課	26,622,066	25,332,646	1,289,420	2,272,990	492,000	587,102	23,269,974
医療政策課	7,454,341	8,358,484	-904,143	3,526,167	10,000	1,847,917	2,070,257
国保・高齢者医療課	51,890,796	51,390,803	499,993			23,354	51,867,442
健康づくり推進課	3,076,938	3,059,315	17,623	1,334,083		216,282	1,526,573
薬務衛生課	264,232	230,255	33,977	20,290		93,873	150,069
合計	168,520,832	167,301,282	1,219,550	15,366,174	1,667,000	6,291,657	145,196,001

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	111,655	115,035	-3,380			111,655	
----------	---------	---------	--------	--	--	---------	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	182,813,314	190,586,926	-7,773,612	53,580,320		129,232,994	
健康づくり推進課	176,639	176,639		175,000		1,639	
合計	182,989,953	190,763,565	-7,773,612	53,755,320		129,234,633	

総合計	351,622,440	358,179,882	-6,557,442	69,121,494	1,667,000	135,637,945	145,196,001
------------	-------------	-------------	------------	------------	-----------	-------------	-------------

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
149 ～ 150	社会福祉 総務費	1,356,576	1,370,590	-14,014	67,111	325,000	85,218	879,247	<p>1. 職員給与費 <u>263,547</u> ・社会福祉関係職員給</p> <p>2. 民生委員費 <u>200,979</u> ・民生委員費 民生委員・児童委員の活動等 に要する経費</p> <p>3. 社会福祉協議会助成費 <u>31,486</u> ・県社協活動助成費 (福) 県社会福祉協議会の地 域福祉活動費について助成 (地域福祉基金活用事業)</p> <p>4. 地域福祉振興費 <u>119,879</u> (主な事業)</p> <p>(1) 地域福祉計画推進・支援事業 1,957 県地域福祉支援計画の推進に 要する経費 (地域福祉基金活用事業)</p> <p>(2) 県ボランティアセンター事業費 補助 5,510 (福) 県社会福祉協議会が運 営する県ボランティアセンタ ーの運営費について助成</p>

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明	
					特 定 財 源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
									(3) 地域の縁がわづくり推進・支援事業 「地域の縁がわ」の普及と活動の充実に要する経費 (地域福祉基金活用事業)	3,908
									(4) 地域福祉総合支援事業 「地域の縁がわ」等の地域福祉支援計画の推進に寄与する取組みに要する経費について助成 (地域福祉基金活用事業)	10,598
									(5) 水俣・芦北地域見守り活動推進事業 水俣・芦北地域における見守り活動の普及推進に取り組む市町への助成 (地域福祉基金活用事業)	15,000
									(6) 地域共生社会推進事業 市町村の包括的な支援体制の整備に要する経費	74,246

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(7) 災害ボランティアセンター支援事業 (福) 県社会福祉協議会が実施する災害ボランティアセンター設置運営研修等に要する経費について助成 (地域福祉基金活用事業)	4,968
									(8) 地域の人づくり推進・支援事業 地域福祉への興味・関心や専門性の高さに応じた人材育成に要する経費 (地域福祉基金活用事業)	2,751
									5. 社会福祉諸費 (主な事業)	<u>701,719</u>
									(1) 県総合福祉センター管理費 県総合福祉センターの運営及び維持管理に要する経費	404,558
									(2) 福祉総合情報システム運営費 福祉総合情報システムの維持管理及びシステム再構築に要する経費	130,208

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(3) 地域支え合いセンター運営支援事業 県支援事務所運営に要する経費 23,500
									(4) 住まいの再建支援事業 住まいの再建を行う応急仮設住宅入居者等への融資利子について助成 (熊本地震復興基金活用事業) 108,077
									(5) 災害弱者支援事業 市町村が作成する要支援者個別避難計画の作成支援に要する経費 5,910
									6. 福祉総合相談所費 ・福祉総合相談所運営費 福祉総合相談所の運営及び維持管理に要する経費 26,476

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									7. やさしいまちづくり事業費 ・やさしいまちづくり推進事業 やさしいまちづくりを推進する ためのハートフルパス及び ヘルプマーク・カードの普及 に要する経費 (地域福祉基金活用事業) <u>12,490</u>
150 ～ 152	障害者 福祉費	187,881	183,932	3,949				187,881	1. リハビリテーションセンター費 ・リハビリ関係職員給 <u>187,881</u>
156 ～ 158	社会福祉 施設費	40,539	40,375	164	16,807			23,732	1. 女性相談センター費 ・女性相談センター職員給 <u>40,539</u>
164 ～ 166	児童福祉 施設費	439,200	400,437	38,763	2,344			436,856	1. 児童相談所費 ・児童相談所職員給 <u>364,889</u> 2. 児童一時保護所費 ・中央一時保護所職員給 <u>74,311</u>

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
169	災害 救助費	148,300	628,559	-480,259	75,061			73,239	1. 災害救助対策費 <u>137,050</u> (1) 災害救助事業 134,891 災害救助法に基づく建設型及 び賃貸型応急住宅に要する経 費 (2) 災害派遣福祉チーム事業 2,159 災害派遣福祉チームの派遣に 備えた、研修の実施及び傷害 保険の加入に要する経費 2. 災害弔慰金・見舞金 <u>11,250</u> ・災害弔慰金事業 災害弔慰金及び災害障害見舞 金の支給に要する経費
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	50,246	39,260	10,986	18,837			31,409	1. 職員給与費 <u>9,649</u> ・公衆衛生関係職員給 2. 衛生諸費 <u>6,442</u> (1) 公衆衛生職員研修事業費 1,738 公衆衛生業務に携わる職員の 研修に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(2) 衛生諸費 公衆衛生業務に要する経費	1,287
									(3) 新 健康福祉推進体制強化・人 づくり事業 健康福祉部における職員研修 及び公衆衛生医師確保等に要 する経費	3,417
									3. 衛生統計調査費	<u>18,837</u>
									(1) 衛生統計関係職員給	5,815
									(2) 保健統計調査事務費 保健関係の統計業務に要する 経費	13,022
									4. 保健医療推進対策費 (主な事業)	<u>15,318</u>
									(1) 衛生総合情報システム運営費 衛生総合情報システムの維持 管理に要する経費	12,063
									(2) 地域保健医療推進協議会費 地域保健医療推進協議会の開 催に要する経費	2,836

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
174 ～ 175	保健 環境科学 研究所費	266,556	354,124	-87,568			34	266,522	1. 職員給与費 <u>206,186</u> ・保健環境科学研究所職員給 2. 管理運営費 <u>60,370</u> ・保健環境科学研究所運営費 保健環境科学研究所の運営及 び維持管理に要する経費
185 ～ 186	保健所費	1,754,487	1,672,123	82,364		6,000		1,748,487	1. 職員給与費 <u>1,729,219</u> ・保健所職員給 2. 保健所管理運営費 <u>25,268</u> ・保健所管理運営費 保健所の運営及び維持管理に 要する経費
349	元金	27,671	24,446	3,225			44,694	-17,023	1. 災害援護資金国庫貸付金元金 <u>27,671</u> ・災害援護資金貸付金償還金 過去の災害により被災した世 帯に貸し付けた災害援護資金 貸付金の国への償還金
課 計		4,271,456	4,713,846	-442,390	180,160	331,000	129,946	3,630,350	

債務負担行為（設定）

課名 健康福祉政策課（健康危機管理課） （一般会計）

（単位：千円）

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額
12	保健・医療・福祉関係業務	令和8年度 ～令和11年度	140,088
		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	33,946 39,410 44,874 21,858

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	344,630	351,715	-7,085	83,700			260,930	1. 職員給与費 <u>178,021</u> ・健康危機管理職員給 2. 健康危機管理推進対策費 <u>3,041</u> ・健康危機管理推進事業 健康危機事態に適切かつ迅速 に対応するための会議、訓練、 研修等に要する経費 3. 肝炎対策費 <u>163,568</u> ・肝炎対策事業 肝炎治療に対する医療費助成 及び肝炎ウイルス検査等に要 する経費
171 ～ 172	結核 対策費	51,622	64,285	-12,663	24,997			26,625	1. 結核医療費 <u>24,178</u> ・結核患者医療費 結核患者の医療費に対する公 費負担に要する経費 2. 結核予防関係補助金 <u>3,519</u> ・私立学校等結核予防費補助金 私立学校等の結核の定期健康 診断費用について助成

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									3. 結核予防費 23,925 (1) 結核対策特別促進事業費 1,761 結核の予防啓発及び服薬指導 等に要する経費 (2) 結核検診事業 22,164 患者家族や接触者に対する健 康診断、感染症診査協議会結 核部会開催等に要する経費
172 ～ 173	予 防 費	279,375	408,848	-129,473	50,701		31,996	196,678	1. 感染症予防費 226,638 (主な事業) (1) 感染症予防事業費 20,932 感染症発生時の疫学調査、病 原体検査及び感染症の予防啓 発等に要する経費 (2) 感染症指定医療機関運営指導費 29,004 感染症指定医療機関における 感染症病床確保に要する経費 について助成

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(3) 新型インフルエンザ対策費 32,034 新型インフルエンザ等の発生に備えた薬及び个人防护具の備蓄、新型インフルエンザ等対策協議会開催等に要する経費
									(4) 新型コロナウイルス感染症医療費助成事業 100,000 新型コロナウイルス感染症に係る医療費等に要する経費
									(5) 感染症専門人材養成事業 31,996 感染症専門医育成のための熊本大学病院への寄附講座設置に要する経費 (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業)
									2. 予防接種対策費 38,496 (主な事業)
									・ 予防接種救済給付金 36,395 予防接種による健康被害に対する救済給付に係る県負担金

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									3. 感染症発生動向調査費 14,241 ・感染症発生動向調査事業 感染症の情報収集・解析及び 県民や医療機関への公表に要 する経費
176 ～ 178	食品衛生 指導費	450,248	470,116	-19,868	3,325		229,905	217,018	1. 食品衛生監視費 14,948 (1)食品営業監視事業 9,541 食品営業施設の許可、監視指 導及びHACCP導入推進等 に要する経費 (2)食品衛生監視機動班活動事業 851 食品衛生監視機動班による専 門監視及び食品の収去等に要 する経費 (3)食品衛生指導員巡回指導等委託 4,556 事業 食品衛生指導員による巡回指 導及びHACCP制度の普及 等についての(一社)熊本県 食品衛生協会への委託に要す る経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								2. 食品安全確保対策費 28,478 (主な事業) (1) 食品検査指導事業 11,754 食品衛生監視指導計画に基づ く県内流通食品の収去検査等 に要する経費 (2) 食中毒防止対策事業 3,623 食中毒事故発生時の患者、施 設の調査及び予防啓発等に要 する経費 (3) 農産物の残留農薬検査指導事業 9,509 県内に流通する農産物の残留 農薬検査等に要する経費 (4) 食品監視強化対策事業 2,148 輸入食品、遺伝子組換え食品 等の監視及び検査に要する経 費 3. 乳肉衛生費 21,653 (1) 畜水産物食品安全対策事業 7,654 乳、食肉、卵等の微生物や動 物用医薬品等の検査に要する 経費	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(2) 公衆衛生獣医師確保育成事業 獣医師職員の確保及び獣医師 職員の研究支援に要する経費 13,999	
								4. 食肉衛生検査所費 <u>334,554</u>	
								(1) 食肉衛生検査所職員給 165,881	
								(2) 管理・運営費 9,699 食肉衛生検査所の管理運営等 に要する経費	
								(3) と畜検査整備事業(食肉衛検分) と畜検査に要する経費 100,302	
								(4) 食鳥肉処理安全対策事業(食肉 衛検分) 37,870 食鳥検査に要する経費	
								(5) 対米等輸出食肉検査事業 20,802 輸出に対応した食肉検査体制 の整備に要する経費	
								5. 職員給与費 <u>50,615</u> ・動物愛護センター職員給	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 健康危機管理課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
182 ～ 183	環 境 整 備 費	441,477	242,139	199,338		186,000	7,731	247,746	1. 動物愛護管理費 <u>163,341</u> (1) 犬取締事業 544 犬の登録、狂犬病予防注射等 の啓発等に要する経費 (2) 動物愛護管理事業 162,797 保健所における犬・猫の引き 取り・捕獲等業務及び動物愛 護センター等における犬・猫 の譲渡等動物愛護業務の委託 に要する経費 2. 動物愛護推進費 <u>278,136</u> ・動物愛護推進事業 動物愛護の啓発や保護犬・猫 の譲渡促進、飼い主のいない 猫対策及び動物愛護センター 別館改修等に要する経費
課 計		1,567,352	1,537,103	30,249	162,723	186,000	269,632	948,997	

債務負担行為（設定）

課名 健康危機管理課 （一般会計）

（単位：千円）

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
13	動物愛護センター別館整備事業 熊本市	令和8年度	208,792

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
149 ～ 150	社会福祉 総務費	261,056	180,496	80,560	160,749		87,879	12,428	1. 社会福祉諸費 <u>261,056</u> (主な事業) (1) 福祉人材緊急確保事業 44,643 福祉・介護分野における人材 確保のためのセミナーや広報 啓発、面接会によるマッチン グ等に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈介護分〉活用事業) (2) 介護福祉士修学資金等貸付事業 159,226 費補助(経済対策分) 介護福祉士等の資格取得に向 けた修学資金等の貸付けを行 う(福)県社会福祉協議会の 貸付原資について助成
152 ～ 154	老 人 福 祉 費	1,673,176	1,379,933	293,243	200,826		641,887	830,463	1. 職員給与費 <u>187,711</u> ・ 高齢者支援課職員給 2. 高齢者福祉扶助費 <u>550,711</u> ・ 軽費老人ホーム事務費補助事業 利用料の一部減免を行う軽費 老人ホームに対する助成

令和7年度当初予算説明資料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								3. 高齢者福祉対策費 852,478 (主な事業) (1) 施設開設準備経費助成特別対策事業 534,196 介護施設等の開設に必要な準備経費について助成 (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業) (2) 新 介護現場の勤務環境改善支援事業 19,399 介護現場の勤務環境改善等を支援するためのワンストップ窓口の設置等に要する経費 (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業) (3) 介護現場の勤務環境改善支援事業(経済対策分) 190,035 介護現場の勤務環境改善のために介護施設等が行う介護テクノロジー(ロボット・ICT)の導入に対する助成	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									4. 介護保険対策費 82,276 (主な事業) (1) 指定サービス事業者管理事業 16,448 介護サービス事業所の指定及 び指導監査等に要する経費 (2) 介護人材確保対策推進事業 36,583 事業者団体等が行う介護人材 確保のための取組み等に要す る経費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈介護分〉活用事業) (3) 介護人材キャリアパス導入等支 援事業 14,091 介護職員のキャリアアップ環 境整備のためのキャリアパス の導入や介護職員等処遇改善 加算取得の支援等に要する経 費

令和7年度当初予算説明資料

課名 高齢者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
158	老人福祉施設費	780,514	1,569,347	-788,833			780,514		1. 老人福祉施設整備費 780,514 (主な事業) (1) 介護基盤緊急整備等事業 731,455 地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備に要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業) (2) 介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業 49,059 介護施設等における簡易陰圧装置等の整備に要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業)
課 計		2,714,746	3,129,776	-415,030	361,575		1,510,280	842,891	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
152 ～ 154	老 人 福 祉 費	28,911,489	29,799,624	-888,135	47,771		200,400	28,663,318	1. 職員給与費 ・ 認知症施策・地域ケア推進課職員給 147,679 2. 高齢者福祉対策費 257,946 (主な事業) (1) 認知症診療・相談体制強化事業 69,487 認知症に係る医療体制・関係 機関の連携体制強化と認知症 の早期発見及び相談体制の強 化に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈介護分〉活用事業) (2) 若年性認知症対策事業 12,436 若年性認知症自立支援ネット ワークの構築等、若年性認知 症対策の推進に要する経費 (地域福祉基金〈介護分〉活 用事業)

令和7年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(3) 権利擁護人材育成事業 成年後見制度利用促進のための研修や権利擁護人材育成に係る市町村への助成等に要する経費 (地域福祉基金〈介護分〉活用事業) (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業)	16,455
									(4) 訪問看護推進事業 訪問看護サービスの一層の安定提供を図るための訪問看護ステーション等への支援に要する経費 (地域福祉基金〈介護分〉活用事業) (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業)	26,871

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(5) 地域包括ケア多職種人材育成事業 8,589 自立支援型ケアマネジメントの実現に向け医療、介護に携わる様々な専門職の人材育成研修を行う団体に対する助成等 (地域福祉基金〈介護分〉活用事業) (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業) (地域医療介護総合確保基金〈介護分〉活用事業)	
								(6) 認知症サポーターアクティブチーム支援事業 4,375 認知症サポーターの養成及び認知症サポーターアクティブチームの活動に対する助成 (地域福祉基金〈介護分〉活用事業)	

令和7年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(7) 在宅医療サポートセンター事業 県及び地域における在宅医療 の推進を図る在宅医療サポ ートセンターの運営経費に対す る助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) 52,421	
								(8) 地域包括ケアシステム構築加速 化事業 18,294 高齢者の自立支援に向けた地 域包括ケアシステムの構築を 推進する市町村の支援に要す る経費 (地域福祉基金〈介護分〉活 用事業)	
								3. 介護保険対策費 <u>28,493,910</u> (主な事業)	
								(1) 介護給付費県負担金交付事業 26,442,446 介護保険法に基づく市町村の 介護保険給付費に係る負担金	
								(2) 地域支援事業交付金交付事業 1,447,465 介護保険法に基づく地域支援 事業に係る市町村への交付金	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(3) 第 1 号保険料県負担金交付事業 低所得者等の介護保険料軽減 に係る市町村への負担金 567,906
									(4) 第 9 期介護保険事業計画支援事 業 5,508 計画推進等のための市町村支 援に要する経費 (地域福祉基金〈介護分〉活 用事業)
									(5) 高齢者を支える地域活動支援事 業 2,340 地域の実情に応じた在宅サー ビス拠点や生活支援サービス の基盤づくりに取り組む民間 事業者等に対する助成 (地域福祉基金〈介護分〉活 用事業)
									4. 介護保険財政安定化基金積立金 <u>11,954</u> ・介護保険財政安定化基金事業 介護保険財政安定化基金の償 還金及び運用利息の積立て

令和7年度当初予算説明資料

課名 認知症施策・地域ケア推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	5,186	7,312	-2,126			5,186		1. 保健医療推進対策費 <u>5,186</u> ・在宅医療連携推進事業 在宅医療を担う医療・介護等 の関係機関の連携体制構築に 要する経費 (地域福祉基金〈介護分〉活 用事業) (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
187 ～ 188	医務費	15,773	15,773				15,773		1. 歯科行政費 <u>15,773</u> ・在宅歯科医療機能強化事業 訪問歯科診療の調整、人材育 成、普及啓発等を行う在宅歯 科医療連携室の設置及び訪問 歯科診療器材購入経費に対す る助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
課計		28,932,448	29,822,709	-890,261	47,771		221,359	28,663,318	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
149 ～ 150	社会福祉 総務費	162,398	157,776	4,622	66,069		2,120	94,209	<p>1. 職員給与費 <u>41,987</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・ 社会福祉関係職員給</p> <p>2. 生活福祉資金貸付事業費 <u>25,781</u></p> <p style="padding-left: 20px;">・ 貸付事務費補助</p> <p style="padding-left: 40px;">(福) 県社会福祉協議会が行 う生活福祉資金の貸付事務経 費について助成</p> <p>3. 社会福祉協議会助成費 <u>86,629</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 福祉サービス運営監視・苦情解 決事業 6,548</p> <p style="padding-left: 40px;">(福) 県社会福祉協議会が設 置・運営する福祉サービス運 営適正化委員会の経費につい て助成</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 日常生活自立支援事業 80,081</p> <p style="padding-left: 40px;">(福) 県社会福祉協議会が行 う福祉サービスの利用援助や 日常的金銭管理事業に要する 経費について助成</p>

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									4. 地域福祉振興費 <u>2,120</u> ・福祉サービス第三者評価推進事業 第三者評価制度の推進に要する経費 (地域福祉基金活用事業)
									5. 社会福祉諸費 <u>5,881</u> (1) 社会福祉施設指導監査事業 1,881 社会福祉施設等の指導監査に要する経費 (2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業 4,000 複数の小規模法人等がネットワークを構築して行う地域貢献や福祉・介護人材確保のための経費について助成
154 ～ 155	遺家族等 援護費	91,182	72,756	18,426	50,443		133	40,606	1. 職員給与費 <u>31,234</u> ・援護関係職員給

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									2. 遺家族等援護費 <u>56,464</u> (主な事業) (1) 特別給付金等支給事務費 26,508 戦没者等の遺族に対する特別 弔慰金の裁定等に要する経費 (2) 引揚者等援護事務費 7,344 中国残留邦人に対する通訳派 遣等の自立支援に要する経費 (3) 引揚者等援護扶助費 20,477 中国残留邦人に支給される支 援給付金等の扶助費 3. 遺家族等援護諸費 <u>3,484</u> ・ 慰霊事業 慰霊関係事務に要する経費
167 ～ 168	生活保護 総務費	891,571	878,763	12,808	179,777		76,569	635,225	1. 生活保護事務費 <u>298,791</u> (主な事業) (1) 生活保護適正実施推進事業 17,105 生活保護の適正化の推進に要 する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明	
					特 定 財 源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
									(2) 生活困窮者総合相談支援事業 生活困窮者への就労支援等の 包括的な支援に要する経費	92,858
									(3) 生活困窮者自立支援プラン推進 事業 生活困窮者への家計改善支援 や子どもの学習支援等に要す る経費	121,545
									(4) 矯正施設等退所者社会復帰支援 事業 福祉的な支援を必要とする刑 務所退所者等の支援に要する 経費	35,235
									2. 福祉事務所費	<u>505,192</u>
									(1) 生活保護関係職員給	483,484
									(2) 福祉事務所費 福祉事務所の生活保護関係業 務に要する経費	21,708
									3. 生活保護指導職員設置費 (主な事業)	<u>87,588</u>
									・生活保護指導職員給	86,995

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 社会福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
168	扶 助 費	4,017,581	3,946,952	70,629	2,953,477		30,000	1,034,104	1. 生活保護扶助費 4,017,581 (主な事業) (1) 生活保護費 3,967,970 生活保護受給者の生活扶助、 医療扶助等に要する経費 (2) 生活保護県費負担金 49,319 現在地保護に要する負担金
173 ～ 174	精 神 保 健 費	27,081	20,799	6,282	15,273			11,808	1. 精神保健費 27,081 ・ ひきこもり支援推進事業 ひきこもり地域支援センター の設置、運営等に要する経費
課 計		5,189,813	5,077,046	112,767	3,265,039		108,822	1,815,952	

債務負担行為（設定）

課名 社会福祉課 （一般会計）

（単位：千円）

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額
13	生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の 貸付け	令和8年度	468

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
149 ～ 150	社会福祉 総務費	230,179	204,360	25,819				230,179	1. 職員給与費 <u>215,181</u> ・ 少子化対策関係職員給与費 2. 社会福祉諸費 <u>14,998</u> ・ 育成医療費 市町村が行う育成医療費の給 付に要する経費について助成
150 ～ 152	障害者 福祉費	438	654	-216	219			219	1. 発達障害者福祉費 <u>438</u> ・ 発達障がい児早期発見・早期支 援事業 発達障がい児の早期発見・早 期支援に関する研修会の開催 に要する経費
160 ～ 161	児童福祉 総務費	4,230,102	4,114,411	115,691	607,609		793,325	2,829,168	1. 保護事務費 <u>4,326</u> (主な事業) ・ 児童福祉法施行事務費 3,847 保育所の運営指導監査等に要 する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位: 千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								2. 児童健全育成費 3,639,397 (主な事業) (1) 多子世帯子育て支援事業 571,978 市町村が行う第3子以降の保 育料の軽減又は無料化に要す る経費について助成 (2) 現任保育士等研修事業 33,900 保育士等の研修に要する経費 (3) 児童健全育成事業(運営費) 1,936,425 市町村が行う放課後児童クラ ブの運営等事業に要する経費 について助成 (4) 放課後児童クラブ施設整備事業 224,551 市町村が行う放課後児童クラ ブの施設整備について助成 (5) 子育て支援強化事業費補助金 658,482 市町村が行う地域子育て支援 拠点事業等に要する経費につ いて助成	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								(6) 子ども・子育て支援事業支援計画推進事業 県子ども・子育て会議の開催やこども・若者、子育て世代等への意見聴取に要する経費 4,809	
								(7) 地域少子化対策重点推進事業 少子化問題に対応するための結婚・妊娠・出産・乳児期の支援を行う市町村に対する助成 38,629	
								(8) 結婚に伴う新生活の支援を行う自治体支援事業 新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活の支援を行う市町村に対する助成 80,216	
								(9) 「くまもとスタイル」結婚推進事業 結婚支援等の効果的な施策につなげるための調査研究及び「よかボス企業」との連携による子育てしやすい環境づくりに要する経費 19,811	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(10) 「くまもとスタイル」子育て推 進事業 社会全体で取り組む子育て支 援の推進に要する経費 20,854	
								3. 保育士試験費 ・ 保育士登録等事務 保育士登録事務の委託等に要 する経費 4,952	
								4. 保育士等確保対策費 (主な事業) (1) 保育士人材確保事業 保育士の再就職支援に要する 経費や市町村が行う保育補助 者雇上強化事業等に要する経 費について助成 581,427	
								(2) 新 保育士養成施設に対するキ ャリア教育等支援事業 中高生等に対する保育体験講 座等の実施に取り組む指定保 育士養成施設に対する助成 553,658	
								(2) 新 保育士養成施設に対するキ ャリア教育等支援事業 中高生等に対する保育体験講 座等の実施に取り組む指定保 育士養成施設に対する助成 2,094	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
161 ～ 163	児 童 措 置 費	16,715,385	15,723,130	992,255				16,715,385	1. 児童扶助費 <u>16,715,385</u> ・ 子どものための教育・保育給付費 子ども・子育て支援法に基づく市町村の給付費に係る負担金
164 ～ 166	児 童 福 祉 施 設 費	1,347,000	1,347,873	-873	95,142		120,000	1,131,858	1. 児童福祉施設運営指導費 <u>519</u> ・ 保育協会団体補助 (一社)県保育協会が行う保育所の円滑な運営に資する事業に対する助成 2. 市町村保育施設運営費補助 <u>514,548</u> (1) 特別保育総合推進事業 344,652 市町村が行う延長保育事業等に要する経費について助成 (2) 病児・病後児保育総合推進事業 169,896 市町村が行う病児・病後児保育事業に要する経費について助成

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									3. 産休代替職員等設置費 <u>2,735</u> ・産休等代替職員設置費補助 社会福祉施設における産休等 代替職員の任用に要する経費 について助成 4. 施設職員退職共済費 <u>829,198</u> ・施設職員退職共済費 社会福祉施設等に勤務する職 員への退職金について助成
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	1,102,877	1,050,878	51,999	214,712		12	888,153	1. 衛生諸費 <u>11,421</u> ・旧優生保護法補償金等支給事業 旧優生保護法に基づく優生手 術等を受けた方等に対する補 償金等の広報・相談事業に要 する経費 2. 療育医療費 <u>586</u> ・療育医療費 結核で入院している児童に対 する医療給付等に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
								3. 母子衛生費 <u>59,920</u> (1) 先天性代謝異常等検査 48,537 新生児に対する先天性代謝異 常等の血液検査に要する経費 (2) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施 設への交通費及び宿泊費支援事 業 11,383 遠方の分娩取扱施設で出産す る必要がある妊婦への分娩時 の交通費及び宿泊費の補助を 行う市町村に対する助成 4. 母子行政諸費 <u>470</u> ・ 母子行政諸費 母子保健に関する研修等に要 する経費 5. 母子保健対策費 <u>46,383</u> (主な事業) (1) プレコンセプションケア普及啓 発推進事業 3,939 思春期の子どもに対する出産 や性に関する正しい知識の普 及啓発等に要する経費	

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
								(2)新 産後ケア事業 42,191 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う市町村に対する助成	
								6. 母子医療対策費 525,376 (主な事業)	
								(1)未熟児養育医療費 52,280 市町村が行う未熟児養育医療費の給付に要する経費について助成	
								(2)小児慢性特定疾病対策事業 353,422 小児慢性特定疾病に係る医療給付費等に要する経費	
								(3)少子化対策総合交付金事業 105,141 結婚・妊娠・出産・子育てに係る事業を行う市町村に対する助成	
								7. 子ども医療費 458,721 ・子ども医療費助成事業 市町村が行う子ども医療費助成事業に要する経費について助成	

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども未来課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
185 ～ 186	保健所費	1,645	1,195	450	450			1,195	1. 妊産婦乳幼児保健指導費 ・ 健やか母子支援事業 育児相談や乳幼児健診従事者 研修等に要する経費 1,645
311 ～ 313	私 学 振 興 費	599,643	775,279	-175,636	279,941			319,702	1. 私学振興助成費 599,643 (主な事業) (1) 私立幼稚園特別支援教育経費補助 272,832 障がい児を受け入れている私 立幼稚園等が行う特別支援教 育に必要な経費について助成 (2) 教育支援体制整備事業 127,536 認定こども園等における教育 支援体制の整備に要する経費 について助成 (3) 私立幼稚園経常費助成費補助 89,762 私立幼稚園の運営に必要な経 常的経費について助成
課 計		24,227,269	23,217,780	1,009,489	1,198,073	0	913,337	22,115,859	

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
149 ～ 150	社会福祉 総務費	434	458	-24	383			51	1. 男女共同参画推進事業費 <u>434</u> ・DV防止啓発事業 DV(配偶者等による暴力) 防止に関する広報啓発及び相 談窓口の周知に要する経費
156 ～ 158	社会福祉 施設費	73,957	59,011	14,946	26,913	5,000		42,044	1. 女性相談センター費 <u>73,957</u> (主な事業) (1) DV対策支援事業 13,831 DV被害者・困難を抱える女 性等からの相談対応、関係機 関の連携会議等に要する経費 (2) 女性一時保護管理運営費(運営 費) 46,257 女性一時保護所の管理運営に 要する経費 (3) 新 困難な問題を抱える女性等 支援連携強化事業 5,720 様々な事情により困難な問題 を抱える女性等への自立支援 に要する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
160 ～ 161	児童福祉 総務費	307,394	351,409	-44,015	248		50,889	256,257	1. 職員給与費 102,159 ・ 子ども家庭福祉関係職員給 2. 保護事務費 849 ・ 医療審査支払等事務費 施設入所児童等の医療費に係 るレセプト審査業務の委託に 要する経費 3. 児童健全育成費 204,386 (主な事業) (1) こんにちは赤ちゃん事業費等補 助事業 28,661 市町村が行う乳児家庭全戸訪 問、養育支援訪問等に対する 助成 (2) いじめに関する再調査委員会運 営事業 1,066 いじめに関する重大事態にお ける再調査を行う委員会の運 営に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(3) 子ども・若者総合相談センター事業 子ども・若者に関する相談・支援を行う子ども・若者総合相談センターの運営に要する経費 20,817
									(4) 社会的養護自立支援事業 児童養護施設等の退所者の自立支援を行うコーディネーターの配置等に要する経費 (安心こども基金活用事業) 27,375
									(5) 子育て家庭支援事業 児童虐待の未然防止・早期対応のために子育て家庭等への支援を行う市町村に対する助成 73,575
									(6) 妊産婦等生活援助事業 家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等の支援に要する経費 (安心こども基金活用事業) 51,632

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地方債	その他		
161 ～ 163	児 童 措 置 費	8,100,823	7,924,208	176,615	1,979,379		99,574	6,021,870	1. 児童扶助費 3,984,274 (1) 児童養護施設等及び里親委託に係る措置費 保護を要する児童の施設への措置及び里親への委託に要する経費 3,857,470 (2) 市にかかる母子生活支援施設等運営費の負担金 30,783 市福祉事務所が母子生活支援施設等への入所委託を行った際に要する費用の一部負担金 (3) 県にかかる母子生活支援施設等運営費の支弁 96,021 県福祉事務所が母子生活支援施設等への入所委託を行った際に要する経費 2. 清水が丘学園費 266,445 (主な事業) (1) 清水が丘学園職員給 179,939

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(2) 清水が丘学園管理運営費（扶助費等） 入所児童への生活指導等自立支援に要する経費 66,564 3. 児童手当費 3,850,104 ・ 児童手当市町村交付金 児童手当を支給する市町村への交付金
163 ～ 164	母子福祉費	1,926,161	1,752,628	173,533	679,206		716	1,246,239	1. ひとり親対策費 208,200 (主な事業) (1) ひとり親家庭等相談事業 34,551 福祉事務所に配置している母子・父子自立支援員の活動に要する経費 (2) ひとり親家庭等支援事業 56,273 ひとり親家庭等に対する就業相談、資格取得等の支援に要する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(3) ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付事業費補助 (国負担分) 高等職業訓練促進給付金の受 給者に対する入学準備金等の 貸付事業に対する助成	89,856
								(4) 新 こどもの居場所づくり支援 事業 「こども食堂」や「地域の学 習教室」など、こどもが気軽 に集える地域の居場所づくり に要する経費	22,006
								2. 母子父子寡婦福祉資金貸付金償 還促進費 ・母子父子寡婦福祉資金償還促進 事業 滞納金の徴収促進に要する経 費	<u>2,167</u>

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									3. 児童扶養手当支給事業費 <u>1,615,526</u> (主な事業) ・ 児童扶養手当支給事業費(扶助費) 町村在住のひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給に要する経費 1,609,727 4. ひとり親家庭等医療費 <u>100,268</u> ・ ひとり親家庭等医療費助成事業 市町村が行うひとり親家庭等への医療費助成事業に要する経費に対する助成
164 ～ 166	児童福祉施設費	1,900,606	1,343,805	556,801	311,174	643,000	218,574	727,858	1. 児童福祉施設運営指導費 <u>25,404</u> (主な事業) (1) 児童養護施設等の職員人材確保事業 2,514 児童養護施設等職員の人材育成のための研修や人材確保に要する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
								(2) 子どもの権利擁護推進事業 社会的養護が必要な子どもの 権利擁護の普及啓発や意見表 明の支援等に要する経費 (安心こども基金活用事業) 17,973	
								(3) ヤングケアラー支援体制強化事 業 4,578 ヤングケアラーに関する相談 窓口の設置や認知度向上のた めの研修会等に要する経費	
								2. 児童福祉施設整備費 <u>1,044,111</u>	
								(1) 児童福祉施設整備費補助 児童養護施設等の整備に 対する助成 37,233	
								(2) 清水が丘学園整備事業 1,006,878 清水が丘学園の整備に要する 経費	
								3. 児童相談所費 <u>620,018</u>	
								(1) 児童相談所職員給 213,825	

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(2) 児童保護費負担金徴収促進事業 児童養護施設等への入所措置 に伴う保護者負担金の徴収促 進に要する経費 7,500
									(3) 子ども虐待防止総合推進事業 113,599 児童虐待の防止や被虐待児へ の支援等のための各種事業に 要する経費 (地域福祉基金活用事業) (安心こども基金活用事業)
									(4) 児童家庭支援センター事業 145,377 児童に関する相談・支援を地 域で密着して行う児童家庭支 援センターの運営に要する経 費
									(5) 里親推進事業 133,565 里親制度の普及促進や里親へ の委託推進に要する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
								(6) 児童虐待防止医療ネットワーク事業 医療機関における児童虐待対応体制整備に対する助成	4,818
								(7) 新 業 児童相談体制充実・強化事業 児童相談所の業務効率化に要する経費	1,334
								4. 児童一時保護所費	<u>163,574</u>
								(1) 中央一時保護所管理運営費 (運営費) 被虐待児童等の一時保護を行う一時保護所の管理運営に要する経費	41,520
								(2) 中央一時保護所管理運営費 (扶助費) 被虐待児童等の一時保護に要する経費	122,054

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									5. 民間施設運営費補助 47,499 (1) 児童養護施設等退所者自立支援 資金貸付事業費補助 6,197 (福) 県社会福祉協議会が行 う児童養護施設等の退所者へ の自立に必要な貸付原資等に 対する助成 (2) 児童養護施設等人材確保・育成 事業 35,000 児童養護施設等における職員 の人材確保・育成に対する助 成 (3) 乳児院等多機能化推進事業 6,302 児童心理治療施設における看 護師加配に対する助成
課	計	12,309,375	11,431,519	877,856	2,997,303	648,000	369,753	8,294,319	

債務負担行為（設定）

課名 子ども家庭福祉課 （一般会計）

（単位：千円）

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
12	母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例（昭和34年熊本県条例第38号）に基づく令和7年度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和7年度 ～令和10年度	4,500
12	清水が丘学園整備事業 熊本市	令和8年度	641,607

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(2) 工賃向上・農福連携による自立 応援事業 工賃向上に資する取組み及び 農福連携を推進する取組みに 要する経費 8,374
									(3) 福祉センター管理委託事業 熊本県身体障害者福祉センタ ーの指定管理委託に要する経 費 50,700
									(4) 市町村地域生活支援事業 市町村が行う相談支援及び意 思疎通支援等に要する経費に ついて助成 232,849
									(5) 重度訪問介護等の利用促進に係 る市町村支援事業 市町村における訪問系サービ スに係る費用の超過負担分の 経費について助成 52,505

令和7年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									3. 障がい者福祉施設整備費 <u>304,395</u> (主な事業) ・福祉センター設備等改修事業 221,330 熊本県身体障害者福祉センタ 一の設備改修に要する経費
									4. リハビリテーションセンター費 <u>46,702</u> ・更生相談所費 身体障がい者の医学的・心理 学的判定及び巡回・外来相談、 身体障害者手帳の交付等に要 する経費
									5. 重度心身障がい者医療費 <u>917,236</u> ・重度心身障がい者医療費助成事 業 市町村が行う重度心身障がい 児(者)の医療費助成事業に 要する経費について助成
									6. 職員給与費 <u>252,321</u> ・社会福祉関係職員給

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									7. 発達障害者福祉費 <u>99,116</u> (主な事業) (1) 発達障がい者支援センター事業 56,871 発達障がい者支援センターの 運営に要する経費 (2) 発達障がい者支援医療体制整備 事業 27,828 発達障がいについて身近な地 域で対応できる専門医の養成 及び診断待機解消等に要する 経費 8. 知的障害者更生相談所費 <u>15,440</u> (新) 療育手帳出張判定事業 県内全域における療育手帳出 張判定の実施に要する経費
160 ～ 161	児童福祉 総務費	10,531	9,558	973	10,531				1. 特別児童扶養手当支給事務費 <u>10,531</u> ・ 特別児童扶養手当支給事務費 特別児童扶養手当の支給認定 等に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
161 ～ 163	児童 措置費	6,256,960	5,852,281	404,679	556,805		155,669	5,544,486	1. 児童扶助費 <u>5,968,797</u> ・ 障害児施設給付費等支給・障害 児施設措置事業 障害児入所給付費等に要する 経費及び市町村が行う障害児 通所給付費等の給付に係る負 担金 2. 心身障害者共済事業費 <u>233,940</u> ・ 心身障害者扶養共済事業 保護者が死亡した場合等に心 身障がい者へ終身年金を支給 する共済事業に要する経費 3. 心身障がい児通園事業費 <u>54,223</u> ・ 地域療育総合推進事業 社会福祉法人等が行う地域療 育センターの療育相談等に要 する経費について助成
164 ～ 166	児童福祉 施設費	1,647,820	1,483,670	164,150	8,990	268,000	387,517	983,313	1. こども総合療育センター費 <u>1,647,820</u> (主な事業) (1) こども総合療育センター職員給 814,189

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明	
					特 定 財 源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他			
									(2) こども総合療育センター管理運営費 こども総合療育センターの管理及び運営に要する経費	813,299
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	316,789	568,323	-251,534	254,693			62,096	1. 職員給与費 <u>61,242</u> ・精神保健関係職員給 2. 保健医療推進対策費 <u>254,693</u> ・医療施設近代化施設整備事業 精神科病院が療養環境等の改善のために行う病棟の整備等について助成 3. 母子衛生費 <u>854</u> ・肢体不自由児協会運営費補助 (公財) 県肢体不自由児協会の運営費について助成	

令和7年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
173 ～ 174	精神 保健費	268,974	304,768	-35,794	115,391	4,000	1,983	147,600	1. 精神保健費 250,829 (主な事業) (1) 精神医療適正化対策事業 64,598 精神障がい者の医療及び保護 に要する経費 (2) 精神保健医療費 65,285 精神障がい者の措置入院に要 する経費 (3) 精神科救急医療体制整備事業 20,476 精神科救急医療体制の整備及 び運営に要する経費 (4) 精神障害者保健福祉手帳交付事 業 10,861 精神障害者保健福祉手帳の交 付に要する経費 (5) 自殺予防等対策推進事業 76,323 自殺予防のための相談支援や 普及啓発等に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 障がい者支援課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									2. 精神保健福祉センター費 <u>18,145</u> (主な事業) (1) 精神保健福祉センター人件費 6,893 精神保健福祉センターで相談 業務等を行う嘱託医等の人件 費 (2) 精神保健福祉センター維持補修 費 6,965 精神保健福祉センターの維持 補修に要する経費
185 ～ 186	保健所費	4,025	3,971	54				4,025	1. 精神保健対策費 <u>4,025</u> ・精神保健一般対策 保健所における各種相談や訪 問指導の実施及び市町村に対 する業務支援に要する経費
351	県立病院 事業会計 繰出金	1,125,524	924,315	201,209				1,125,524	1. 特別会計繰出金 <u>1,125,524</u> ・病院事業会計繰出金 病院事業会計への繰出金
課 計		26,622,066	25,332,646	1,289,420	2,272,990	492,000	587,102	23,269,974	

債務負担行為（設定）

課名 障がい者支援課 （一般会計）

（単位：千円）

議 案 頁 数	事 項	期 間	限 度 額
12	身体障害者福祉センター空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	120,735
12	身体障害者福祉センター照明設備改修事業 熊本市	令和8年度	26,421

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁 数	目 名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	6,207,439	7,001,405	-793,966	3,354,219	10,000	1,272,402	1,570,818	1. 保健医療推進対策費 3,362,929 (主な事業) (1) 救急医療施設運営費補助 148,097 救命救急センターの運営費等 について助成及びヘリコプタ ー添乗医師等の確保に要する 経費 (2) 小児医療対策事業 185,135 小児救命救急センターの運営 費等について助成及び子ども 医療電話相談事業等に要する 経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) (3) 医療施設等施設・設備整備費 1,229,617 医療機関が機能拡充を図るた めに行う施設・設備整備費に ついて助成 (4) 医師確保総合対策事業 362,341 医師修学資金の貸与など医師 不足地域の医師確保対策等に 要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)

令和7年度当初予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(5) 自治医科大学経常運営負担金 大学の運営費に対する負担金 131,200
									(6) 療養病床転換助成事業 医療機関が行う医療療養病床 から介護施設等への転換のため の施設整備費について助成 18,000
									(7) 災害医療対策事業 災害派遣医療チーム(DMAT) の養成、活動支援に要する経費 及び災害時の連携強化や人材育成 に要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) 33,412
									(8) ヘリ救急医療搬送体制推進事業 熊本赤十字病院が行うドクター ヘリ運営費等について助成 360,434
									(9) 医療施設消防用設備整備費 病院や有床診療所が行うスプリン クラー等整備費について助成 89,247

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明	
					特 定 財 源					
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
									(10) 地域医療等情報ネットワーク基 盤整備事業 (公社) 県医師会が行うくま もとメディカルネットワーク の構築に要する経費について 助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)	82,628
									(11) 御所浦医療提供体制強化支援事 業 天草市が行う御所浦診療所・ 御所浦北診療所の施設設備整 備並びに勤務医の手当等に要 する経費について助成	14,610
									(12) 病床機能分化・連携推進事業 医療機関等が行う病床機能の 再編のための計画策定及び施 設整備並びに病床機能の分化 ・連携に関する調査研究費に ついて助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)	188,405

令和7年度当初予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明	
					特定財源					
					国支出金	地方債	その他			
									(13) 地域医療構想推進事業 構想区域ごとに設置する地域 医療構想調整会議の開催経費 など地域医療構想の推進に要 する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)	30,323
									(14) 産科医・新生児科医等確保事業 医療機関が支給する分娩手当 及び熊本大学病院が行う寄附 講座の設置、県外産科医等の 誘致活動に要する経費等につ いて助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)	69,621
									(15) 病床機能再編支援事業 医療機関が行う将来の医療需 要を踏まえた病床機能の再編 等に要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)	344,280

令和7年度当初予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
								(16) 医療勤務環境改善支援事業 54,762 医療勤務環境改善支援センターの運営に要する経費及び医療機関が行う勤務環境改善の取組みに要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業)	
								2. 母子医療対策費 <u>174,957</u> ・ 周産期医療対策事業 周産期医療協議会の開催に要する経費並びに周産期母子医療センターの運営費及び熊本大学病院等が行う周産期医療連携体制の強化に要する経費等について助成	
								3. 地域医療介護総合確保基金積立金 <u>2,669,553</u> ・ 地域医療介護総合確保基金積立金 基金及び基金の運用利息の積立て	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
187	医 薬 総 務 費	358,772	344,050	14,722				358,772	1. 職員給与費 <u>358,772</u> (1) 地域医療推進職員給 215,880 (2) 研修医師職員給 142,892
187 ～ 188	医 務 費	300,539	527,927	-227,388	171,136		23,274	106,129	1. 医務行政費 <u>8,679</u> ・ 医事関係業務管理指導費 医療審議会の開催など医事関 係業務に要する経費 2. へき地医療対策費 <u>270,973</u> (1) へき地医療施設運営費補助 111,587 へき地医療支援機構の運営に 要する経費並びにへき地診療 所及びへき地医療拠点病院の 運営費について助成 (2) へき地医療施設・設備整備費補 助 159,386 へき地診療所及びへき地医療 拠点病院の施設・設備整備費 について助成

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									3. 歯科行政費 <u>20,887</u> ・ 歯科医療確保対策事業 (一社) 県歯科医師会が行う 障がい児・者の歯科診療及び 歯科衛生士の確保・定着に要 する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
188 ～ 189	保健師等 指導 管理費	587,591	485,102	102,489	812		552,241	34,538	1. 看護行政費 <u>350,287</u> (1) 看護行政一般事業 10,886 看護職員の免許事務、准看護 師試験、看護師等養成所指導 等に要する経費 (2) 看護師等養成所運営費補助事業 339,401 看護師等養成所の運営費につ いて助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)

令和7年度当初予算説明資料

課名 医療政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
									2. 看護師等確保対策費 237,304 (主な事業) (1) 看護職員確保総合推進事業 78,949 看護職員のキャリアアップ支 援、確保・定着に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) (2) 看護学生の県内定着促進事業 63,074 看護師等修学資金の貸与など 県内定着に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) (3) 医療従事者勤務環境改善推進事 業 94,469 医療機関が行う病院内保育所 の運営費及び勤務環境改善に 資する施設・設備整備費につ いて助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
課 計		7,454,341	8,358,484	-904,143	3,526,167	10,000	1,847,917	2,070,257	

債務負担行為（設定）

課名 医療政策課 （一般会計）

（単位：千円）

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額
13	医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）に基づく貸与 契約に伴う修学資金の貸付け	令和8年度 ～令和12年度	57,435
		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487

令和7年度当初予算説明資料

課名 国保・高齢者医療課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
155 ～ 156	国民健康 保険 指導費	6,973,616	7,012,837	-39,221				6,973,616	1. 職員給与費 <u>85,432</u> ・国保・高齢者医療職員給 2. 国民健康保険助言指導費 <u>20,173</u> (主な事業) ・国民健康保険助言指導等事業 19,731 保険者等に対する助言指導等 に要する経費 3. 国民健康保険制度安定化対策費 <u>6,868,011</u> ・国民健康保険保険基盤安定等負 担金 市町村が行う低所得世帯の保 険料(税)軽減等に係る負担 金
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	34,030,080	32,686,013	1,344,067			23,354	34,006,726	1. 保健医療推進対策費 <u>222</u> ・「第4期医療費の見通しに關す る計画」計画策定・推進事業 熊本県における医療費の見通 しに關する計画検討委員会の 運営に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 国保・高齢者医療課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									2. 後期高齢者医療対策費 34,006,504 (主な事業) (1) 後期高齢者医療給付費負担金 25,946,096 後期高齢者医療給付費に係る 負担金 (2) 後期高齢者医療高額医療費負担 2,048,750 金 後期高齢者医療広域連合が行 う高額な医療費を軽減するた めの事業に係る負担金 (3) 後期高齢者医療保険基盤安定負 6,011,400 担金 低所得者等の保険料軽減に係 る負担金 3. 後期高齢者医療財政安定化基金 23,354 積立金 ・後期高齢者医療財政安定化基金 積立金 基金の運用利息の積立て

令和7年度当初予算説明資料

課名 国保・高齢者医療課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
352	国民健康 保険事業 特別会計 繰出金	10,887,100	11,691,953	-804,853				10,887,100	1. 繰出金 <u>10,887,100</u> ・国民健康保険事業特別会計繰出 金 国民健康保険事業特別会計へ の繰出金
課 計		51,890,796	51,390,803	499,993			23,354	51,867,442	

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	2,791,028	2,767,415	23,613	1,333,489		213,282	1,244,257	1. 職員給与費 155,053 ・健康づくり推進課職員給 2. 健康づくり推進費 331,156 (主な事業) (1)がん登録事業 9,816 がん対策の効果的な推進のためのがん患者のデータ登録や分析に要する経費 (2)がん対策推進事業 11,384 がん診療連携拠点病院等が行う医師研修、相談支援機能強化等に要する経費について助成 (3)歯科保健推進事業 42,232 熊本県口腔保健支援センターの設置運営等、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に要する経費 (4)市町村健康増進事業 51,670 市町村が行う健康診査や機能訓練等の健康増進事業に要する経費について助成

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一 般 財 源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(5)がん診療施設設備整備事業 がん診療機能の向上を図るた めに医療機関が行うがん診療 設備整備費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) 77,351	
								(6)健康増進計画推進事業 第5次くまもと21ヘルスプ ラン(熊本県健康増進計画) に基づく県民の健康づくりの 推進に要する経費 21,459	
								(7)糖尿病発症・重症化予防対策支 援事業 熊本大学病院が行う糖尿病医 療スタッフの養成及び保健医 療連携体制の整備に要する経 費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業) 13,000	

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(8) 緩和ケア提供体制発展事業 23,825 熊本大学病院が行うがん診療 連携拠点病院や在宅医療を担 う医療機関の緩和ケア連携体 制整備に要する経費について 助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
									(9) がん相談機能発展事業 24,000 がん相談員を対象とした研修 の実施及びがん患者の支援体 制の整備に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
									(10) 医科歯科病診連携発展事業 (が ん診療) 1,521 がん診療における医科・歯科 病診連携を推進するための歯 科医師等への研修や県民への 啓発に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								(11)がん・生殖医療提供体制強化事業 熊本大学病院が行うがん患者の妊よう性温存治療に関する地域とのネットワーク構築等に要する経費について助成 (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業)	7,365
								(12)新 人生100年時代を見据えたがん患者支援事業 がん患者のウィッグ等購入、若年患者の在宅療養、妊よう性温存等の助成に要する経費	11,423
								(13)新 県民の健康を支える食育推進業 県民が健康的な食生活を実践するための支援や食環境整備の推進に要する経費	4,754

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
								3. 栄養指導対策費 <u>7,590</u> (主な事業) (1) 調理師法施行事務費 3,495 調理師免許の申請、審査、交 付等の事務に要する経費 (2) 健康増進法施行事務費 3,287 特定給食施設指導及び国民健 康・栄養調査等に要する経費 4. 原爆被爆者健康診断費 <u>13,338</u> ・原爆被爆者健康診断費 原爆被爆者及び被爆二世の希 望者に対する健康診断に要す る経費 5. 原爆被爆者特別措置費 <u>344,657</u> (主な事業) ・原爆被爆者特別措置費 337,959 放射能の影響で病気等の状態 にある原爆被爆者に対する手 当等の支給	

令和7年度当初予算説明資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									6. 難病対策費 1,939,234 (主な事業) (1) 指定難病医療費 1,822,204 指定難病医療費の給付に係る 負担金 (2) 難病相談・支援センター事業 15,734 難病相談・支援センターの運 営に要する経費 (3) 熊本県神経難病診療体制強化支 援事業 26,000 熊本大学病院が行う神経難病 の診療連携体制の構築に要す る経費について助成 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
172 ～ 173	予 防 費	14,231	13,897	334	594		3,000	10,637	1. ハンセン病事業費 14,231 ・ハンセン病事業費 ハンセン病に対する正しい理 解の啓発やハンセン病問題相 談・支援センターの設置・運 営に要する経費

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
352	国民健康 保険事業 特別会計 繰出金	271,679	278,003	-6,324				271,679	1. 繰出金 271,679 (1) 国民健康保険事業特別会計繰出 金 270,040 国民健康保険事業特別会計へ の繰出金 (2) 国民健康保険事業特別会計繰出 金 (国保ヘルスアップ支援事業 分) 1,639 国民健康保険事業特別会計へ の繰出金
課 計		3,076,938	3,059,315	17,623	1,334,083		216,282	1,526,573	

令和7年度当初予算説明資料

課名 薬務衛生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A)-(B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
170 ～ 171	公衆衛生 総務費	17,875	12,632	5,243			5,269	12,606	1. 保健医療推進対策費 <u>17,875</u> (1) 移植医療推進普及啓発事業 12,606 移植医療推進のための熊本県 臓器移植コーディネーター設 置等に要する経費 (2) 臓器移植院内コーディネーター 連携構築事業 5,269 県内医療機関における臓器移 植院内コーディネーター等の 養成に要する経費 (地域医療介護総合確保基金 〈医療分〉活用事業)
176	環境衛生 総務費	43,214	37,458	5,756				43,214	1. 職員給与費 <u>43,214</u> ・生活衛生職員給
178 ～ 179	生活衛生 指導費	38,343	33,413	4,930	13,926		5,017	19,400	1. 生活衛生対策費 <u>11,012</u> (1) 生活衛生環境確保対策事業 6,898 理容所、美容所、旅館等の生 活衛生関係営業施設に対する 監視指導等に要する経費

令和7年度当初予算説明資料

課名 薬務衛生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									(2) 住宅宿泊事業適正運営確保事業 住宅宿泊事業法に基づく届出 の受理、監督指導等に要する 経費 4,114
									2. 生活衛生営業指導費 27,331 ・生活衛生営業振興対策事業 (公財)生活衛生営業指導セ ンターの運営費及び同センタ ーが行う生活衛生営業振興事 業等に要する経費について助 成
182 ～ 183	環境整備費	2,429	1,023	1,406			4,575	-2,146	1. 温泉調査費 2,429 ・温泉保護対策等事業 温泉掘削等の許可、許可施設 への立入検査、温泉資源の調 査等に要する経費
187	医薬総務費	73,108	70,548	2,560				73,108	1. 職員給与費 73,108 ・薬務職員給

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 薬務衛生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
189 ～ 191	薬 務 費	89,263	75,181	14,082	6,364		79,012	3,887	1. 職員給与費 ・薬務行政関係職員給 17,140 2. 薬務行政費 71,404 (主な事業) (1) 薬事許認可事業 6,435 薬局・医薬品販売業者等の許 認可事務等に要する経費 (2) 薬物乱用防止事業 6,049 各種薬物乱用防止啓発及び薬 物乱用防止のための相談支援 体制強化に要する経費 (3) 薬事試験実施事業 4,537 登録販売者試験及び毒物劇物 取扱者試験に係る事務に要す る経費

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 薬務衛生課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
									(4) かかりつけ薬剤師・薬局機能強化及び普及啓発事業 かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び薬剤師確保等の対策等に要する経費 (地域医療介護総合確保基金〈医療分〉活用事業) 26,263 (5) 骨髄移植ドナー助成支援事業 市町村が行う骨髄移植ドナー助成事業に要する経費について助成 2,276
									3. 献血制度普及費 719 ・献血推進対策事業 献血者の確保対策及び啓発に要する経費
課 計		264,232	230,255	33,977	20,290		93,873	150,069	

令和7年度当初予算説明資料

課名 子ども家庭福祉課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A)-(B)	本年度の財源内訳			説明	
					特定財源				一般財源
					国支出金	地方債	その他		
425	母子父子寡婦福祉資金貸付金	92,477	91,768	709			92,477	1. 母子父子寡婦福祉資金貸付金 <u>91,864</u> ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金 母子家庭及び父子家庭並びに 寡婦の経済的自立を図るため の各種貸付金 2. 事務費 <u>613</u> ・ 事務費 母子父子寡婦福祉資金貸付事 業に係る事務費	
426	元金	11,842	14,367	-2,525			11,842	1. 元金 <u>11,842</u> ・ 母子父子寡婦福祉資金償還金 母子父子寡婦福祉資金貸付事 業に係る国への償還金	
427	一般会計繰出金	7,336	8,900	-1,564			7,336	1. 一般会計繰出金 <u>7,336</u> ・ 一般会計繰出金 母子父子寡婦福祉資金貸付事 業に係る一般会計への繰出金	
課計		111,655	115,035	-3,380			111,655		

債務負担行為（設定）

課名 子ども家庭福祉課 （母子父子寡婦福祉資金特別会計）

（単位：千円）

議案 頁数	事 項	期 間	限 度 額
35	母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき 実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資 金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和8年度 ～令和13年度	294,354
		年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度	49,059 49,059 49,059 49,059 49,059 49,059

令和 7 年度当初予算説明資料

課名 国保・高齢者医療課

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			説 明	
					特 定 財 源				一般財源
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
539 ～ 540	国民健康 保 險 運 営 費	182,813,314	190,586,926	-7,773,612	53,580,320		129,232,994	1. 国民健康保険保険給付費等交付金 <u>150,156,124</u> ・ 国民健康保険保険給付費等交付金 国民健康保険事業の実施に係る市町村への交付金 2. 社会保険診療報酬支払基金納付金 <u>32,198,620</u> ・ 社会保険診療報酬支払基金納付金 後期高齢者支援金等の社会保険診療報酬支払基金への納付金等 3. 財政安定化基金積立金 <u>68,283</u> ・ 国民健康保険財政安定化基金積立金 基金の運用利息の積立て 4. 特別高額医療費共同事業拠出金 <u>382,740</u> ・ 特別高額医療費共同事業拠出金 特別高額医療費共同事業に要する国民健康保険中央会への拠出金	

令和7年度当初予算説明資料

課名 国保・高齢者医療課

(国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本年度 (A)	前年度 (B)	比較 (A) - (B)	本年度の財源内訳			一般財源	説 明
					特定財源				
					国支出金	地方債	その他		
									5. 国民健康保険事業運営費 <u>7,547</u> ・ 国民健康保険事業運営費 国民健康保険事業の運営に要 する事務費
課	計	182,813,314	190,586,926	-7,773,612	53,580,320		129,232,994		

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

課名 健康づくり推進課 (国民健康保険事業特別会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
541	公衆衛生 総務費	176,639	176,639		175,000		1,639		1. 健康づくり推進費 <u>176,639</u> ・国保ヘルスアップ支援事業 糖尿病予防対策及び医療費 適正化に向けた取組みに要 する経費
課 計		176,639	176,639		175,000		1,639		

令和7年度当初予算総括表

病 院 局

(単位：千円)

会計名	収益的収支			資本的収支		
	収 入	支 出	損 益	収 入	支 出	差 引
病院事業会計	(1,642,754)	(1,657,318)	(-14,564)	(13,000)	(386,099)	(-373,099)
	1,664,284	1,663,235	1,049	391,962	538,783	-146,821

- (注) 1 ()内の数字は、前年度予算額
 2 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用をいう。
 3 資本的収支とは、建物・施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入をいう。
 なお、資本的支出が収入を上回る部分は、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填する。

令和 7 年度当初予算説明資料

部局名 病院局 (病院事業会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
619	収 益 的 支 出	1,663,235	1,657,318	5,917			757,673	905,562	1. 医業費用 <u>1,648,326</u> (1) 給与費 1,020,167 病院局職員給 (2) 材料費 65,599 薬品費及び診療材料費等 (3) 経費 383,000 清掃等の委託料及び光熱水費 等 (4) 減価償却費 165,544 建物等の減価償却費 (5) 資産減耗費 705 固定資産除却費等 (6) 研究研修費 13,311 職員研修旅費等 2. 医業外費用 <u>14,409</u> 支払利息及び企業債取扱諸費 企業債利息 3. 予備費 <u>500</u>

令和 7 年度 当初 予算 説明 資料

部局名 病院局 (病院事業会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	項目	本 年 度 (A)	前 年 度 (B)	比 較 (A) - (B)	本 年 度 の 財 源 内 訳			一 般 財 源	説 明
					特 定 財 源				
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
620	資 本 的 支 出	538,783	386,099	152,684		172,000	146,821	219,962	1. 建設改良費 <u>179,340</u> (1) 施設整備費 52,950 (2) 器械備品購入費 126,390 2. 企業債償還金 <u>354,443</u> 建設改良分の企業債償還金 (元金) 3. 予備費 <u>5,000</u>
計		2,202,018	2,043,417	158,601		172,000	904,494	1,125,524	

令和7年2月県議会

厚生常任委員会

説明資料

(条例関係)

健康福祉部

目 次

【条例関係議案】

議案第 66 号 熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について (健康福祉政策課) P	1
議案第 67 号 熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定 について (子ども家庭福祉課) P	3
議案第 68 号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例の制定について (子ども家庭福祉課) P	1 5
議案第 69 号 熊本県幼保連携型こども園以外の認定こども園の認定要件に関す る条例等の一部を改正する条例の制定について (障がい者支援課) P	1 7
議案第 81 号 財産の無償貸付けについて (障がい者支援課) P	2 2
議案第 82 号 財産の無償貸付けについて (障がい者支援課) P	2 4
議案第 83 号 財産の無償貸付けについて (障がい者支援課) P	2 6
議案第 88 号 権利の放棄について (医療政策課) P	2 8

第 66 号

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例

熊本県民生委員定数条例（平成26年熊本県条例第54号）の一部を次のように改正する。

本則の表八代市の区域の項中「329人」を「330人」に改め、同表玉名市の区域の項中「150人」を「151人」に改め、同表山鹿市の区域の項中「153人」を「155人」に改め、同表菊池市の区域の項中「109人」を「114人」に改め、同表宇城市の区域の項中「150人」を「151人」に改め、同表下益城郡美里町の区域の項中「38人」を「39人」に改め、同表菊池郡大津町の区域の項中「60人」を「61人」に改め、同表上益城郡御船町の区域の項中「50人」を「51人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

（提案理由）

市町村の区域ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例（案）の概要

健康福祉政策課

議案番号	条 例 名	内 容																																								
第 6 6 号	熊本県民生委員定数条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 民生委員の一斉改選（令和7年12月1日）に向け、市町村の区域ごとの世帯数の増減や面積等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を変更する必要がある。</p> <p>2 内容 次のとおり8市町について民生委員の定数を変更する。</p> <table data-bbox="670 689 1276 1008"> <tr> <td>八代市</td> <td>329人</td> <td>→</td> <td>330人</td> <td>(1増)</td> </tr> <tr> <td>玉名市</td> <td>150人</td> <td>→</td> <td>151人</td> <td>(1増)</td> </tr> <tr> <td>山鹿市</td> <td>153人</td> <td>→</td> <td>155人</td> <td>(2増)</td> </tr> <tr> <td>菊池市</td> <td>109人</td> <td>→</td> <td>114人</td> <td>(5増)</td> </tr> <tr> <td>宇城市</td> <td>150人</td> <td>→</td> <td>151人</td> <td>(1増)</td> </tr> <tr> <td>下益城郡美里町</td> <td>38人</td> <td>→</td> <td>39人</td> <td>(1増)</td> </tr> <tr> <td>菊池郡大津町</td> <td>60人</td> <td>→</td> <td>61人</td> <td>(1増)</td> </tr> <tr> <td>上益城郡御船町</td> <td>50人</td> <td>→</td> <td>51人</td> <td>(1増)</td> </tr> </table> <p><参考> 本県の定数 2,805人 → 2,818人 (13増)</p> <p>3 施行期日 令和7年12月1日</p>	八代市	329人	→	330人	(1増)	玉名市	150人	→	151人	(1増)	山鹿市	153人	→	155人	(2増)	菊池市	109人	→	114人	(5増)	宇城市	150人	→	151人	(1増)	下益城郡美里町	38人	→	39人	(1増)	菊池郡大津町	60人	→	61人	(1増)	上益城郡御船町	50人	→	51人	(1増)
八代市	329人	→	330人	(1増)																																						
玉名市	150人	→	151人	(1増)																																						
山鹿市	153人	→	155人	(2増)																																						
菊池市	109人	→	114人	(5増)																																						
宇城市	150人	→	151人	(1増)																																						
下益城郡美里町	38人	→	39人	(1増)																																						
菊池郡大津町	60人	→	61人	(1増)																																						
上益城郡御船町	50人	→	51人	(1増)																																						

第 67 号

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について
熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の4第2項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設備及び運営についての水準の向上)

第3条 一時保護施設は、その設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

(一般原則)

第4条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域住民に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

4 一時保護施設は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造及び設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生に関する事項及びこれらの児童に対する危害防止に関する事項に十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第5条 一時保護施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対する不断の注意を払い、かつ、非常災害時に備えるために必要な訓練を行うよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、少なくとも毎月1回、前項の訓練のうち避難訓練及び消火訓練を行

わなければならない。

- 3 一時保護施設は、非常災害時には、被災した児童その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第6条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の児童の所在の確認)

第7条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第8条 一時保護施設は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(児童の権利擁護)

第9条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

- 2 一時保護施設は、入所している児童に対し、その意見又は意向（法第33条の3の3に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

(児童の権利の制限)

第10条 一時保護施設は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

- 2 一時保護施設は、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第11条 一時保護施設は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(児童の所持品等)

第12条 一時保護施設は、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設は、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第13条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第14条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(設備の基準)

第15条 一時保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 学習等を行う室

(3) 屋内運動場(一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)又は屋外運動場(一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第3項及び第28条第2項において同じ。)

(4) 相談室

(5) 食堂(ユニット(居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね6人以下であるものをいう。以下この条並びに第19条第1項及び第2項において同じ。)を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。)

(6) 調理室

(7) 浴室

(8) 便所

2 前項の設備を設けるに当たっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めなければならない。

3 第1項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

イ 一の居室の定員は4人以下とし、その面積は1人につき4.95平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の1室の定員は6人以下とし、その面積は1人につき3.3平方メートル以上とする。

ウ 少年の居室の1室の定員は、1人とするよう努めるとともに、その面積は、8平方メートル以上とするよう努めること。

エ 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

オ 入所している児童の年齢等に応じ、男子用及び女子用を区別して設けること。

カ 入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号。以下この項において「理解増進法」という。）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

(2) 学習等を行う室及び屋内運動場及び屋外運動場 児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

(3) 浴室及び便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 男子用及び女子用を区別して設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

イ 入所する児童の年齢、性別、理解増進法第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

4 第1項各号に掲げる設備のほか、児童30人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けなければならない。

5 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮された環境でなければならない。

(職員の一般的要件)

第16条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第17条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員がその資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修を受ける機会を提供しなければならない。

(職員の配置の基準)

第18条 一時保護施設に配置しなければならない職員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第21条において同じ。)

(2) 嘱託医

(3) 看護師

(4) 保育士

(5) 心理療法担当職員

(6) 個別対応職員

(7) 学習指導員

(8) 栄養士又は管理栄養士

(9) 調理員

2 前項第1号の児童指導員及び同項第4号の保育士の総数は、満2歳に満たない幼児おおむね1.6人につき1人、満2歳以上満3歳に満たない幼児おおむね2人につき1人、満3歳以上の児童おおむね3人につき1人を合計した数以上とする。

3 第1項第5号の心理療法担当職員の員数は、児童おおむね10人につき1人以上とする。

4 第1項第6号の規定にかかわらず、10人以下の児童を入所させる一時保護施設には、個別対応職員を配置しないことができる。

5 第1項第7号の学習指導員の員数は、児童の人数に応じた適切な数を配置するよう努めなければならない。ただし、学習指導を委託する場合は、学習指導員を配置しないことができる。

6 第1項第8号の規定にかかわらず、40人以下の児童を入所させる一時保護施設には、栄養士又は管理栄養士を配置しないことができる。

7 第1項第9号の規定にかかわらず、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

(夜間の職員配置基準)

第19条 一時保護施設(ユニットを整備していないものに限る。)には、夜間、2人以上の職員を配置しなければならない。

2 一時保護施設(前項に規定するものを除く。)には、夜間、1ユニットごとに1人以上の職員を配置しなければならない。ただし、職員全体の員数は、2人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第25条第1項の規定による通告に係る対応を行う場合は、一時保護施設には、夜間、前2項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を配置するよう努めなければならない。

(管理者等)

第20条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として配置しなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を配置しなければならない。

3 前項の指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね5年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、2年に1回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のために、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号。次条及び附則第2項において「基準府令」という。)第20条第4項に規定することも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第21条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 基準府令第21条第1項第1号に規定する都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 精神保健福祉士の資格を有する者

(4) 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号及び次条において同じ。)

において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相

当する課程を修めて卒業した者

- (5) 学校教育法の規定による大学において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 学校教育法の規定による大学院において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、知事が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
(心理療法担当職員の資格)

第22条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学若しくは大学院において心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第23条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

- 2 一時保護施設は、学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させている場合であって、学習指導員を2人以上配置するときは、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ1人以上配置するよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第24条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員と兼ねることができる。

- 2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所し

ている児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(衛生管理等)

第25条 一時保護施設は、入所している児童の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に入所している児童を入浴させ、又は清しきししなければならない。

4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

5 一時保護施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第26条 一時保護施設は、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(第24条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設における食事の献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 一時保護施設は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

4 一時保護施設における調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的環境の下で行われるときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の食育の推進に努めなければならない。

(児童及び職員の健康状態の把握等)

第27条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

2 児童相談所長は、前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師に、その結果に関し必要な事項を入所した児童の健康を記録する書面に記入させるとともに、一時保護の解除及び医療上の措置その他の必要な手続をとる必要があると当該医師又は歯科医師が認める場合には、その旨を児童相談所長又は知事に勧告するよう求

めなければならない。

- 3 一時保護施設は、職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する職員について細心の注意を払わなければならない。

(養護)

第28条 一時保護施設における養護は、児童に対する安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

- 2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第29条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるよう行わなければならない。

- 2 一時保護施設における教育は、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により、児童がその適性、能力等に応じた学習ができるよう行わなければならない。

- 3 一時保護施設は、学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

- 5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第30条 児童相談所長は、児童の通学する学校と密接に連携するとともに、必要に応じ警察、医療機関その他の関係機関と密接に連携して、児童の支援に当たらなければならない。

(一時保護施設内部の規程)

第31条 一時保護施設は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項
- (2) その他一時保護施設の管理についての重要事項

(帳簿の整備)

第32条 一時保護施設は、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し

なければならない。

(秘密保持等)

第33条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第34条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第35条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 基準府令の施行の際現に存した一時保護施設（基準府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第15条の規定は適用せず、熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号。次項において「児童福祉施設基準条例」という。）第58条の規定を準用する。

(職員及び夜間の職員配置に関する経過措置)

3 一時保護施設は、職員の確保の状況その他特別の事由により、第18条及び第19条の規定により難しいときは、令和8年3月31日までの間、これらの規定を適用しないことができる。この場合においては、児童福祉施設基準条例第59条及び第66条の規定を準用する。

(指導教育担当職員に関する経過措置)

4 令和8年3月31日までの間、第20条第3項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として配置することができる。

(提案理由)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（案）の概要
子ども家庭福祉課

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 7 号	熊本県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	<p>1 条例制定の趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準について条例で定める必要がある。</p> <p>2 内容 (1) 趣旨について定める。（第1条関係） (2) 用語の定義について定める。（第2条関係） (3) 一時保護施設の一般原則等について定める。（第3条―第14条関係） (4) 設備に関する基準について定める。（第15条関係） (5) 運営に関する基準について定める。（第16条―第34条関係） (6) 電磁的記録について定める。（第35条関係） (7) この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (8) 所要の経過措置を定める。（附則第2項―第4項関係）</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日</p>

第 68 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第15条中「乳児院」の次に「、母子生活支援施設」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例（案）の概要

子ども家庭福祉課

議案番号	条 例 名	内 容
第68号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 児童手当法(昭和46年法律第73号)の一部改正等を踏まえ、関係規定を整備する。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童手当法の改正により、児童手当の支給対象となる児童の年齢が、15歳から18歳到達後の最初の3月31日までの間に引き上げられた。 ・ また、「施設入所等児童」の定義に、「母子生活支援施設」に入所している児童(児童のみで構成される世帯に属しているものに限る。)が新たに加わった。 <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>【施設入所等児童】 父母がいない場合や虐待等により児童養護施設等に入所している児童(施設入所等児童)においても、手当の恩恵を享受できるよう、施設入所等児童に係る児童手当については、施設の設置者等に対して支給される。</p> <p>【母子生活支援施設】 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。</p> </div> <p>(2) 改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金(児童手当)の支払を受けた金銭の適切な管理を行わなければならない施設に「母子生活支援施設」を追加する。 (第15条関係) <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 69 号

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条第8項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号及び第6項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第10項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第46条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第13条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

第12条及び附則第6条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第69号)の一部を次のように改正する。

第150条、第185条及び第192条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第70号)の一部を次のように改正する。

第132条、第169条及び第176条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第13項中「ときは、生活相談員、栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

(熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項第6号及び第28条第1項第6号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第9条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。

第27条第1項第5号、第45条第2号及び第59条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第68条第8項中「者」を「肢体不自由」に改める。

第69条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第78条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第85条、第97条第1項第8号及び第105条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第10条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第88条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第107条第5項中「栄養士」を「栄養」に改める。

第123条中「第29条から第31条まで」を「第29条、第30条、第31条第4

項」に改める。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第11条 熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第38条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条 熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第45条第4項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条 熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第30条第5項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第7条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第27条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「従事者」を「従業者」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第5条中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第22条第1項中「前条」を「前2条」に改める。

第51条第2項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第16条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第17条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条のうち熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第5章の次に1章を加える改正規定中第60条の4に係る部分を次のように改める。

(従業者の配置の基準)

第60条の4 就労選択支援事業所に有しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第9条中熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第8項及び第78条第3項第3号の改正規定、第10条中熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第107条第5項及び第123条の改正規定、第14条中熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第27条の改正規定、第15条中熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第22条第1項及び第51条第2項の改正規定並びに第17条の規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正等を踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第69号	熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 栄養士法（昭和22年法律第245号）の一部改正に伴う施設等の基準省令等の一部改正等を踏まえ関係条例の規定を整備する。</p> <p>2 内容 (1) 次の17条例について規定の整備を行う。 ①熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例 ②熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ③熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ④熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 ⑤熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ⑥熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例 ⑦熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例 ⑧熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 ⑨熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 ⑩熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ⑪熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ⑫熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例 ⑬熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 ⑭熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ⑮熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 ⑯熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例 ⑰熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>(2) 条例改正の主な内容 ・ 配置基準の「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改正 ・ その他規定の整理に伴う改正</p> <p>3 施行期日 令和7年4月1日等</p>

第 81 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	熊本市東区戸島西三丁目373番ほか1筆	熊本県あかねの里用地 面積2,544.11平方メートル	公益社団法人熊本県精神科協会	福祉サービスを提供する施設としての継続的かつ安定的な運営のため	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

公益社団法人熊本県精神科協会に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の無償貸付けの概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 1 号	財産の無償貸付けについて	<p>公益社団法人熊本県精神科協会への用地の無償貸付け</p> <p>1 貸付けの概要 公益社団法人熊本県精神科協会に対して無償貸付けしている県有地の貸付期間が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、更新を行う。</p> <p>2 無償貸付けの理由 平成 2 2 年 4 月 1 日に民営化した施設の継続的かつ安定的な運営のため。</p> <p>3 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで</p>

第 82 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	熊本市東区长 嶺南二丁目2 255番33 3	熊本県ひばり 園及び熊本県 身体障害者能 力開発センタ ー用地 面積9,577.35 平方メートル	社会福祉 法人熊本 県社会福 祉事業団	福祉サービ スを提供する施 設としての継 続的かつ安定 的な運営のため	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで
	宇城市松橋町 豊福字中微雨 2832番ほ か2筆	熊本県くすの き園用地 面積12,888.67 平方メートル			
		熊本県りんど う荘用地 面積5,211.35 平方メートル			

(提案理由)

社会福祉法人熊本県社会福祉事業団に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の無償貸付けの概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 2 号	財産の無償貸付けについて	<p>社会福祉法人熊本県社会福祉事業団への用地の無償貸付け</p> <p>1 貸付けの概要 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団に対して無償貸付けしている県有地の貸付期間が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、更新を行う。</p> <p>2 無償貸付けの理由 平成 2 2 年 4 月 1 日に民営化した施設の継続的かつ安定的な運営のため。</p> <p>3 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで</p>

第 83 号

財産の無償貸付けについて

財産を次のように無償で貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	財産の概要	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間
土地	宇城市松橋町 豊福字笹尾1 786番	熊本こすもす 園用地 面積5,717.09 平方メートル	社会福祉 法人熊本 県手をつ なぐ育成 会	福祉サービス を提供する施 設としての継 続的かつ安定 的な運営のため	令和7年4月 1日から令和 12年3月3 1日まで

(提案理由)

社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に財産を無償で貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

財産の無償貸付けの概要

障がい者支援課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 3 号	財産の無償貸付けについて	<p>社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会への用地の無償貸付け</p> <p>1 貸付けの概要 社会福祉法人熊本県手をつなぐ育成会に対して無償貸付けしている県有地の貸付期間が令和7年3月31日をもって満了することに伴い、更新を行う。</p> <p>2 無償貸付けの理由 平成22年4月1日に民営化した施設の継続的かつ安定的な運営のため。</p> <p>3 貸付期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで</p>

第 88 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
種類	決定年度		内訳	金額	
熊本県 新型コ ロナウ イルス 感染症 対応従 事者慰 労金返 還金	令和2年度	個人	返還金	2,737円	返還決定の 相手方の破産 により今後回 収の見込みが ないため。

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

権利の放棄について（概要）

医療政策課

議案番号	議案名	内 容						
第88号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利 熊本県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金返還金 1件</p> <table border="1" data-bbox="627 526 1313 611"> <thead> <tr> <th data-bbox="627 526 837 568">決定年度</th> <th data-bbox="837 526 1048 568">債権の内訳</th> <th data-bbox="1048 526 1313 568">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="627 568 837 611">令和2年度</td> <td data-bbox="837 568 1048 611">返還金</td> <td data-bbox="1048 568 1313 611">2,737円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 権利の放棄を行う理由 返還決定の相手方の破産により今後回収の見込みがないため。</p>	決定年度	債権の内訳	金額	令和2年度	返還金	2,737円
決定年度	債権の内訳	金額						
令和2年度	返還金	2,737円						